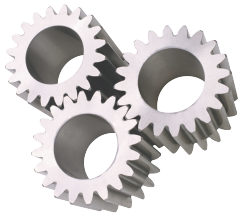


名義株のトラブル：中部精密（仮称）のケース



テーマ 『名義株のトラブル：事例研究』

執筆 FMI 株式会社 財務経営調査研究所
代表取締役 上村 惇生

☆ 中部精密（株）の資本金と株価の現状

資本金5,000万円 発行済株式総数100,000株 発行価額@500円/株
株式評価額：配当還元価額500円/直前2期の配当率 いずれも年10%
帳簿純資産価額5,500円/時価純資産価額は帳簿純資産価額を上回るが正確には不明
類似業種比準価額10,250円/業種別比準価額と1株当たり配当、利益、純資産から計算

☆ 名義人が自分の株だと主張

『中部さんの意向通りに任せてきたが、実は5,000株、総て自分のものだ』

1年前死去した前社長（父）の話と違って、名義株主X氏（非常勤役員）の主張は予想外だった。創業以来、非同族会社で同族株主のいない会社を維持するため、筆頭株主グループの持株割合15%未満を原則として定め、実務上、安全を見て10%を上限としてきた。そのため、前社長が旧株主から買い取った一部の株式を、X氏の名義にしたと2代目社長は聞いていたからです。

『裁判で争うか、Xの主張を認めて買い取るか、決断しなければなりません』

2代目社長の真剣な相談に対し、U経営コンサルタントは、提出された決算書、株主名簿等に目を通した後、前社長中部正一氏の相続税申告について訊ねた。

＜中部正一氏の相続税申告納付状況＞

遺産の総額57,000万円 家族：妻なし（故人）法定相続人長男・次男の2人

基礎控除額＝5,000＋1,000×2＝7,000万円

法定相続分＝57,000－7,000＝50,000万円 各相続人の法定相続分＝50,000÷2＝25,000万円

相続税の総額＝（25,000×40%－1,700）×2＝16,600万円（1人当たり8,300万円）

相続税負担率＝16,600÷57,000＝29.1%（実質負担率）

2ヶ月前、納付した相続税の総額は、16,600万円、実質負担率29.1%でした、なお、遺産のうち中部精密の株式500万円（10,000株）の総ては、遺言どおり2代目社長の長男が相続しています。

『この際、主張を受け入れ250万円払えば、Xは5,000株を手放すと云っています』

非同族会社の中部精密株の取引価額は、配当還元価額が通例のため、X名義株5,000株も250万円で買取が可能という（5,000株×@500円＝250万円）。

FMI 株式会社 財務経営調査研究所 代表取締役 上村 惇生（ウエムラ・アツオ）
住所 〒450-0002 名古屋市中村区名駅五丁目33番21号アクアタウン納屋橋403
☎ 052-563-2033 FAX 052-563-2026 URL <http://www.fmi-c.jp>

『Xが嘘を言っているとは思えません』

生前の父に何かと世話になり頭が上がらなかったXの裏切りに、2代目社長の目には怒りと不信感が一杯です。無理ありません、Xの主張が虚偽なら、みすみす250万円を捨てる様なものです。ドロボーに追い銭とは、このことでしょう。

☆ U経営コンサルタントの判断とその根拠

『気持ちはわかりますが、今となっては、全株を買い取りをお勧めします』

X氏の株が名義株で真の株主が前社長中部正一氏（故人）を示す証拠が存在しない以上、裁判で勝てる見込みは薄い。万一、勝訴した場合、相続税の負担増が待っている。一時の精神的満足は得られるが、少なく見ても、3,100万円（1人当たり1,550万円）以上の相続税負担が増加する。延納した相続税に加え、更に修正申告で3,100万円、プラス過少申告加算税等の付帯税まで負担する羽目になるというのだ。（注1参照）

それより、250万円で買い取れば、先代からの負の遺産である名義株問題が解決できるうえ、新たな相続税問題も生じない。そして、U先生は、5,000株を基に社員持株会株をつくり、資本の安定化と社員の経営参画意識を高め、社内活性化に繋げることも面白いと他社の持株会事例を照会したりしました。

『少々高いプレミアか、退職金代わりだと諦めるしかありませんね』

約1時間、U先生のポイントをついた的確なアドバイスに対して、2代目は反論するどころか、大いに納得しました。また、遺産分割に際して、2人の法定相続人（兄弟）への先代社長（父）の遺言が、スムーズな事業承継にとって効果的でしたと指摘して、先代の配慮を讃えました。

中部精密入社以来、後継者として厳しく鍛えられた日々が思い出されて、先代に心から感謝せざるを得ない自分に気づき、改めて2代目社長としての責任を自覚することになりました。

『名義株を託したX氏の変心は先代も想定外、上手な手に僅かなほころびという程度でしょうね』

U先生は、先代の遺産はカネや財産だけでなく、中部精密のスムーズな事業承継対策にあった点を指摘する一方、名義株問題など、小さなほころびに過ぎないと慰めてくれました。そして、2代目としてのビジョン、経営方針を策定するうえで、従来の資本政策についても再検討する必要があることも指摘されました。

『継承して3年目となる来期、新体制へ切り替えるため、6月から抜本的に経営方針の検討をするつもりです。是非、先生のご指導をお願いしたいと思いますのでよろしく』

オフィスを辞す際、2代目社長は、継承して3年目に自らの経営方針を明確に打ち出す決意を伝えて、今後の経営アドバイザー役をU先生に依頼しました。勿論、U先生はその場で快諾しました。

☆ 名義株のトラブル防止コメント

中小企業でも名義株は少なくありません。名義株は違法ではありませんが、名義貸与の事実関係と真の株主が分かる記録（証拠書類）を準備しておくことが基本です。今回のケースは、当事者間の口頭約束だけで、名義株取引に関する証拠書類がありません。株券発行会社の場合、株券の占有者が株主と推定できるとしても、絶対的な証拠とは言いきれません。今後は株券不発行が一般的となるため、名義株については、トラブル防止のため、次ページに示すような 証拠書類 を作成する必要があります。（注2参照）

FMI 後継者スクール 全10回コース 対象：後継者及び後継候補 24名限定

カリキュラム：①事業承継と企業存続 ②後継者の条件 ③人の使い方と組織運営 ④決算書の読み方
⑤経営分析のやり方 ⑥マーケティング戦略の立て方 ⑦自社のマネジメントシステム
⑧同族会社のアキレス腱と資本戦略 ⑨利益計画づくり ⑩利益計画達成の業績管理S

☆ 特徴：30年の経営コンサルティングで蓄積したノウハウの裏付け

☆ 相続税が増加する根拠とその計算 (注1)

株主区分による相続税の株式評価方法と増加する相続税額の計算

1. X氏の株が先代の名義株とする場合

先代の保有株数 10,000株 + 5,000株 (名義株) = 15,000株

先代の議決権割合 15,000株 ÷ 100,000株 = 15% (筆頭株主グループの議決権割合)

2. 中部精密の同族株主の判定

以上により、判定方法が同族株主のいない会社から、同族株主のいる会社になる

同族株主に属する株主で取得後の議決権割合が5%以上の株主 = 中部正一氏 (先代のみ該当)

3. 中部正一氏の遺産のうち中部精密株の相続税評価額

評価方式: 配当還元方式 (特例的评价方式) から、純資産価額方式 (原則的评价方式) に変わる

評価額 = 15,000株 × 5,500円 / 株 = 8,250万円 (時価純資産不明のため 帳簿純資産価額を適用)

4. 増加修正後の遺産の額

57,000 + 8,250 - 500 = 64,750万円 課税遺産額 = 64,750 - 7,000 (基礎控除) = 57,750万円

5. 増加する相続税総額の計算

相続税額 = (57,750 ÷ 2) × 40% - 1700 = 9,850万円 相続税総額 = 9,850 × 2人 = 19,700万円

増加相続税額 = 19,700 - 16,600 = 3,100万円 (1人当たり1,550万円増加)

☆ 名義貸与承諾書例 (注2)

貴殿が私の名義をもって、下記のとおり中部精密株式会社の株主とすることを承諾します。

記

名義貸与者	株式数	株式金額

年 月 日

殿

住所

氏名

印

今回は、故人 (父) から名義株と聞いた株式が、名義人の変心 (?) により、名義株でなくなりその分遺産は減少するも、株式評価方式の変更で、遺産金額は逆に増加する異例なケースです。遺産が減ると、相続税も減少するのが常識ですが、複雑怪奇な非上場株の相続税評価基準により、逆の結果が生じる皮肉な事例です。中小企業のオーナー経営者に係る株式評価の原則は、高額となる純資産価額か類似業種比準価額であり、実態に近い配当還元価額は、特例的に認められるに過ぎないことを前提に、承継対策を進める必要があります。中小企業の全株主に配当還元価額が適用される唯一の条件は、筆頭株主 (親族を含む) 以下全株主の議決権割合が15%未満であるケースに注目。!!

後継者・後継スタッフ対象 早期計数管理力 マスター講座 (企業内研修)

研修内容: ①決算書を読む力 / 貸借対照表・損益岐計算書・キャッシュフロー計算書

②経営分析力 / 財務分析による損益分岐点、問題点及び改善ポイントを計数で理解

③計数計画力 / 年度利益計画作成と業績コントロール力の強化

☆ 特徴: 業種・業態にマッチした計数演習を通じて、実践的に計数管理力を強化できる。